

官吏ヲシテ收用セントスル主要食糧ニ付收用スペキ主要食糧タルノ

表示ヲ爲サシムルト共ニ當該主要食糧ノ所有者ニ對シ收用令書(以下

下令書ト稱ス)ヲ交付セシムボシ

但シ所有者知レザル場合其ノ他所

有者ニ交付スルコト著シク困難ナ

ル場合ニ於テハ權原ニ基キ當該主

要食糧ヲ占有スル者(以下管理者

ト稱ス)ニ對シ之ヲ交付スルヲ以

テ足ル

第三條 當該官吏ガ令書ノ交付ヲ爲

シタルトキハ政府ハ遲滞ナク令書

ノ所有者又ハ管理者(令書ノ交付

ヲ受ケタル者ヲ除ク)其ノ他當該

主要食糧ニ付權利ヲ有スル者ニシ

テ知レタルモノニ對シ之ヲ通知ス

ベシ令書ノ交付後當該主要食糧ノ

所有者又ハ管理者ト爲リタル者

ノ他當該主要食糧ニ付權利ヲ有ス

ルニ至リタル者ニシテ知レタルモ

ノニ對シ亦同ジ

第四條 令書ノ交付又ハ前條ノ通知

ヲ受ケタル者ハ收用ニ支障ヲ及ボ

ス虞ナキ場合ヲ除クノ外政府ノ許

可ヲ受クルニ非ザレハ當該主要食糧ノ形質若ハ所在場所ヲ變更シ又

ハ之ヲ讓渡シ、貸與シ、質權ノ目

的ト爲シ其ノ他當該主要食糧ニ關

シ新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 令書ノ交付又ハ第三條ノ通

知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載

シタル引渡時期ニ於テ當該主要食糧ノ所有者タルモノハ令書ニ記載

所在場所ニ於テ之ヲ引渡スベシ引

渡時期ニ於テ所有者知レザル場合

又ハ所有者ヨリ引渡スコト能ハザ

ル場合若ハ引渡スコト著シク困難

ナル場合ニ於テハ令書ノ交付又ハ

第三條ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ

當該主要食糧ノ管理者タルモノ之

ヲ引渡スベシ

前項ノ規定ハ當該主要食糧ニ關シ

ノ所有者又ハ管理者(令書ノ交付

ヲ受ケタル者ヲ除ク)其ノ他當該

主要食糧ニ付權利ヲ有スル者ニシ

テ知レタルモノニ對シ之ヲ通知ス

ベシ令書ノ交付後當該主要食糧ノ

所有者又ハ管理者ト爲リタル者

ノ他當該主要食糧ニ付權利ヲ有ス

ルニ至リタル者ニシテ知レタルモ

ノニ對シ亦同ジ

第六條 政府ハ當該官吏ヲシテ收用

スペキ主要食糧ノ引渡ヲ受ケシム

ルモノトス

前項ノ規定ニ依リ主要食糧ノ引渡

アリタル時ニ於テ政府ハ其ノ所有

權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

他勅令ヲ以テ定ムル食料品ニ付其

ノ配給ノ適正又ハ價格ノ安定ヲ圖

リ第一條ノ規定ニ依ル收用ニ因リ

生ジタル損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依ル補償金額ハ食糧

管理法第三條第一項ニ規定スル主

要食糧ニ付テハ同條第二項ノ規定

ニ依ル買入ノ價格、其ノ他ノ主要

食糧ニ付テハ時價ニ準據シテ農林

大臣之ヲ定ム

第一條ノ規定ニ依リ收用シタル主

要食糧ハ食糧管理特別會計ノ所屬

トシ第一項ノ規定ニ依ル補償金ハ

同會計ノ負擔トス

第一項ノ規定ニ依ル補償金ハ一年

内ニ償還スペキ無記名證券ヲ以テ

其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付スル

コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル爲政府

令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ

當該主要食糧ノ管理者タルモノ之

ヲ引渡スベシ

前項ノ規定ハ當該主要食糧ニ關シ

ノ所有者又ハ管理者(令書ノ交付

ヲ受ケタル者ヲ除ク)其ノ他當該

主要食糧ニ付權利ヲ有スル者ニシ

テ知レタルモノニ對シ之ヲ通知ス

ベシ令書ノ交付後當該主要食糧ノ

所有者又ハ管理者ト爲リタル者

ノ他當該主要食糧ニ付權利ヲ有ス

ルニ至リタル者ニシテ知レタルモ

ノニ對シ亦同ジ

勅令ノ定ムル所ニ依リ此等ノ食料

品ノ配給、讓渡、譲受、使用、消

費、保管、移動又ハ價格ノ統制ニ

關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主要食糧(食糧管理法第二

條ノ主要食糧ヲ謂フ以下第十一條

迄同ジ)ノ配給ヲ受ケ又ハ他人ヲシ

ヲ爲シ其ノ他不正ノ手段ニ依リ主

要食糧ノ配給ヲ受ケ又ハ他人ヲシ

テ之ヲ受ケシメタル者ハ五年以下

ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處

ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法

ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ交付スル爲政府

ハ證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發行スル證券ハ

之ヲ食糧管理特別會計法第三條ノ

規定ニ依リ發行スル證券ト看做ス

第十一條 食糧管理法第三條第一項

ノ規定又ハ同法第九條ノ規定ニ基

ク命令ニ依ル主要食糧ノ政府ニ對

スル賣渡ヲ爲サザルコトヲ煽動シ

タル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬

圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令

ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役

又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第一條ノ規定ニ依ル主要

食糧ノ收用ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避

シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一

萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者

ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科

スルコトヲ得

第十五條 第八條ノ規定ニ基ク命令

ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告

ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ

處ス

第十六條 法人ノ代表者又ハ法人若

樽ノ主要食糧ヲ謂フ以下第十一條

迄同ジ)ノ配給ヲ受ケ又ハ他人ヲシ

ヲ爲シ其ノ他不正ノ手段ニ依リ主

要食糧ノ配給ヲ受ケ又ハ他人ヲシ

テ之ヲ受ケシメタル者ハ五年以下

ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處

ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法

ニ依ル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣(和田博雄君)只今議題ト

ナリマシタ食糧緊急措置令ニ付キマシ

テ御説明申上ゲマス、昭和二十一食糧

年期ニ於キマス食糧事情ニ付キマシテ

ハ、昨年ノ產米ガ未會有ノ凶作デアリ

マシテ、豫テ憂慮スペキ状態ガ豫想セ

ラレテ居ツタノデゴザイマスガ、更ニ

供給面ニ於キマス現實ノ集荷狀況ハ誠

ニ寒心スペキモノガアリマシタ、即チ

マスル所ノ約八割六分ノ成績ニ比較致

シマスル時ハ、其ノ絕對ノ數量ニ於キ
マシテモ、又買入ノ進捗率ニ於キマシ
テモ、極メテ不成績デアリマシテ、此ノ
儘ニ推移致シマシタ場合ニハ、誠ニ容
易ナラヌ事態ガ豫想セラレタノデゴザ
イマス、從ヒマシテ此ノ狀態ヲ速急ニ
改善致シマスコトハ一刻モ忽セニスル
コトヲ得ナイ實情デゴザイマシタノ
デ、政府ト致シマシテハ、主要食糧ノ管
理ノ強化並ニ食糧品ノ配給ノ適正及ビ
價格ノ安定ニ關シマスル緊急措置ヲ講
ジマシテ、國民生活ノ安定、延イテハ公
共ノ安全保持ヲ期スル爲ニ本緊急勅令
ノ制定ヲ仰イダ次第デゴザイマス、而シ
テ此ノ勅令ノ主ナル骨子ト致シマスル
點ハ、第一ニ、主要食糧ノ所有者ガ政府
ノ供出割當ニ依リマシテ、政府ニ賣渡ス
ベキ主要食糧ヲ供出ノ期限迄ニ賣渡サ
ナイ場合ニ於キマシテハ、其ノ事情ガ特
ニ惡質ナモノニ付キマシテハ、政府ニ
ハ御承知ノヤウニ從來ノ事例ニ微シマ
シテモ、一部少數ナ惡質不良ナ者ノ存
在ガ善良ナ一般農家ニ鬱カラヌ惡イ影
響ヲ及シマシテ、而モ本年ハ此ノ傾向
ガ特ニ顯著ノ如ク見受ケラレタノデゴ
ザイマシテ、世俗ニ謂フ、正直者ガ損ヲ
シタ、ト云フ從來ノ弊ヲ矯メマスルト

共ニ、之ニ依リマシテ當時全國的ナ傾
向ニアリマシタ供出ニ對スル日和見的
ナ態度ノ一擧ヲ期シタノデゴザイマ
ス、第二ノ點ハ、生鮮食料品ノ再統制
デゴザイマシテ、是ハ昨年ノ十一月ニ
生鮮食料品ノ統制ヲ撤廢致シタノデゴ
ザイマスルガ、其ノ結果價格ノ點ニ於
キマシテ非常ナ昂騰ヲ見マシテ、一般
消費者ハ之ヲ入手スルコトガ困難ニナ
ツテ來タノデゴザイマス、從ヒマシテ
國民生活ノ安定ノ上カラ申シマシテ、
誠ニ慮慮スベキ狀態デゴザイマシタノ
デ、配給ノ適正、價格ノ安定ヲ期シマ
スル爲ニ、生鮮食料品ニ對シマシテ再
び適當ナ統制ノ措置ヲ講ジ得ルコトト
致シタノデゴザイマス、第三ノ點ト致
シマシテハ、主要食糧ノ配給上ノ不正
ノ防止及ビ供出ヲ阻害致シマスル所ノ
行爲ニ取締ニ關スル措置デゴザイマ
ス、以上ガ食糧緊急措置令ノ内容デゴ
ザイマスルガ、特ニ其ノ中心ヲ成シマ
スルモノハ、所謂「強權發動」ノ點ニ付
テデアリマス、是ハ寧ロ傳家の寶刀的
役割ト云フモノヲ十分果シタノデゴザ
モノト確信致シテ居リマス、而シテ今
後ニ於キマシテ強權發動ノ規定ハ尙存
續セシムル考デゴザイマスルガ、其ノ

員會、又ハ市區町村食糧調整委員會ノ
申請ヲ俟チマシテ發動スルコトヲ明確
ニ規定致シタ次第デゴザイマス、何卒
○議長(公爵德川家正君) 質疑ノ通告
○議長(公爵徳川家正君) 御願ヒ致シマス
○板谷順助君 商工大臣ト大藏大臣ノ
出席ヲ要求致シマス、膳國務大臣ハ差
支ガアルト云フコトデアリマスカラ、
已ムヲ得マセス
○議長(公爵徳川家正君) 問セナクコ
チラニ見エル模様デゴザイマス、御登
壇ヲ願ヒマス

○板谷順助君 私ハ先づ第一ニ農林大
臣ニ御尋ニ致シマス、此ノ法案ハ食糧
危機突破ニ重大ノ關係ヲ持ツテ居ルノ
コトデアリマス、御承知ノ通リ本院ニ於キ
マシテモ、羲ニ食糧問題ニ對スル重大
ノ點御待チヲ願ヒマス、大臣ノ出席ガ
アツテカラ發言ヲ致シタイトイ思ヒマ
ス、御迷惑デモ大臣ガ直グ見エルサウ
チヲ願ヒタイト思ヒマス、次ニ御尋ネ
テアリマスカラ、暫クドウゾーツ御待
致シタイコトハ、敗戰國ノ我國ノ現
状ハ、申ス迄モナク國家モ國民モ非
常ニ窮境ニ陥ツテ居シテ、經濟界ノ
多イ此ノ島國ニ於テ食糧ヲ解決スルト
君モ御承知ノ通リ、先年我國ノ如キ
國土狹隘・人口過剩、而モ山嶽地帶ノ
ク食糧ノ不足ハ海外ヨリ輸入ヲシテ工
業本位ニ進シダラドウダ、勿論資源ノ
乏シイ國デアリマスカラ、外國ヨリ原
料ヲ輸入シテ之ニ加工ヲ加ヘマシテ、

貿易本位ニ進ムコトヲ國是トシテ進ム
ベキデアルト云、^フ議論ニ對シ、一方ニ
於テハ、我ガ國ハ四面環海、一ノ孤島
デアル、萬一敵ニ包圍サレタ場合ニ於
テ食糧ヲ何處ニ求メルカ、飽ク迄自國
ニ於テ自給自足、ノ途ヲ圖ラナケレバナ
ラヌト云フ此ノ議論モ行ハレタノデア
リマス、併シナガラ將來ニ於キマシテ
ハ、新憲法ニ依ツテ、戰爭ハ絕對ニ起
ラナ、イト見ナケレバナラヌ、又明年
モ講和會議ガ目前ニ迫ツテ居ルコトデ
アリマス、又新聞紙ノ傳フル所ニ依リ
マスレバ、海外ヨリ貿易使節團モ來朝
セラセル、又聯合軍ニ於キマシテモ、
早晚自由貿易ヲ許可サレルコトト思フ
ノデアリマスルカラ、我ガ國ノ今後ノ
進ムベキ道ニ對シマシテハ、世界ノ大
局ニ眼ヲ注ギ、所謂諸外國ト有無相通
ズルノ政策ヲ執ル、是ガ所謂物價調節
ノ一助ニモナルコト私ハ信ズル者デ
アリマス、故ニ此ノ見地カラ、我ガ國ノ
食糧ノ問題、御承知ノ通り今後開墾ス
ベキ土地ハナカノ、困難ノ土地甚多
イ、將來八千萬ノ人口ヲ養フト云フオ
トニ付キマシテハ、餘程無理ヲセネバ
此ノ解決ハナカノ、困難デアリマス、
從ツテ今後ノ我ガ國ノ進ムベキ道ハ、
食糧ニ對シテハ、勿論開墾ニ對シテハ
ヤラナケレバナラヌケレドモ、是ハ漸
進的ニヤルベキモノデアル、一時ニ開

鑿ヲ行ヒマシテモ、決シテ成果ガ擧ガルモノデハナイノデアリマス、從ツテ餘力ヲ工業方面ニ注グ、工業ト申シマシテモ御承知ノ通り、此ノ度賠償トシテ有力ナル所ノ工場ヲ大部分接收ヲサレル運命ニ在ル、又中小工業、所謂日本ノ將來中堅トナルベキ所ノ中小工業ハ、財產稅ニ依ツテ殆ド破滅ノ状態ニ瀕スルノデハナイカト、私ハ前途ヲ非常ニ心配ヲシテ居ル、今デモ或一部ノ者ハ、財閥、資本家ガ非常ニ跋扈シテ有ラユル搾取ヲ行ツテ居ルガ如ク、口口ニ之ヲ宣傳シテ居リマスルガ、以テノ外デアリマス、デアリマスルカラ、今後ノ我が國ノ狀態ハ、所謂工業ノ一部、或ハ中小工業者ノ一部、又ハ從來我が國ノ特色デアツタ所ノ家庭工業、之ヲ本位ニシテ貿易ニ依ツテ途ヲ拓クヨリ、國力ヲ回復スル途ガナイト信ズルノデアリマスルガ、之ニ對スル所ノ大臣ノ抱負經綱ガアツタナラバ、此ノ席ニ於テ御示ヲ願ヒタク、幸ニ本年ハ天候ニ恵マレマシテ豊作デアリマシテ、米ハ恐ラクハ六千萬石以上取レルデアリマセウ、其ノ他譜、麥ヲ併セマナル開墾計畫ヲ樹テマシタナラバ、恐私ハ思フノデアリマス、若シ政府ガ現ラクハ私ハ將來ニ於テ誤算ヲ生ズルモ

ノト思フ、幸ニ近年農家ガ順調ニ健全ナル發達ヲシテ居ルノデアリスカレ、此ノ農家ヲ保護スル上ニ於キマシテハ、萬全ノ策ヲ講ゼバナラヌノデアリマスルガ、若シ政府ガ莫ニ懲リテ贈産ヲ吹クガ如キ政策ヲ執ルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ絶対ニ避ケナケレバナラヌト私ハ思フノデアリマス、然ルニ二十一年度ノ豫算面ヲ見マスト云云フト、五箇年計畫トシテ、開墾百五十萬町歩ヲ起スト云フノデアル、現在我が國ノ全國ニ於ケル田畠ガ六百萬町歩、此ノ四分ノ一ヲ起スト云フノデアル、而モ一段歩八百圓、干拓事業ニ對シマシテハ六千圓、此ノ金ヲ掛ケテ起スト云フノデアルガ、一體ドウ起ス積リデアルカ、成ル程飛行場、軍用地モアルダラウ、飛行場ノ開墾ニ付テハ「マッカーサー」司令部ハ許可ヲ與ヘテ居ル、併シナガラ是ハ戰爭以來既墾地約五萬町歩ヲ潰シテ、是等ニ當テ居ル、軍用地、或ハ飛行場、工場地帶ニ向ヒマシテ、既墾地約五萬町歩ヲ之ニ當テ居ル、デアルカラ、是等ノ既頑設スレバ宜シイ、何モ開發營團ノ如キ地ハ從來ノ所有主ニ返シテ自作農ヲ費ス必要ハナイ、實質的ニ之ヲ開墾スルベ宜シイ、立派ニ出來ル、斯ウ信ズル大仕掛ナル所ノ機關ヲ設ケテ國費ヲ費

者デアリマス、更ニ驚クベキコトハ、此ノ百五十萬町歩ノ開墾ノ中ニ約半分ノ七十萬町歩ヲ北海道ニ於テ開墾計畫ヲ樹ツテ居ルハデアリマス、是亦一體何處ヲ起ズ積リデアルカ、成ル程圖面ノ上カラ見タナラバ、北海道ニ於テハ相當ノ廣イ面積ハアル、併シナガラ交通ノ便利ノ好イ處ハ泥炭地、火山灰地ヲ從來道廳ニ於テ排水工事、其ノ他有ニユル方法ヲ講ジテモ、ナカノ開墾出來ヤシナイ、恐ラクハ五年ヤ七年デ、物ニナルモノデヤアリマセヌ、國有地ニ於テハ、約十萬町歩位アルノデヲ併シナガラ、是ハ森林地帶デアル、牛ヅ第一ニ木ヲ伐ラネバナラヌ、治水其ノ他ノ關係ニ於テサウ簡単ニ行クモ、デハアリマセヌ、從來北海道ニ於テハ、約九十八萬町歩ノ既墾地ガアツタノアリマスルガ、現在ニ於テハ、七十七萬町歩ニ是ガ減ジテ居ル、畑ニ於テハ、驚ク勿レ十六萬町歩、水田ニ於テハ、五萬町歩ト云フモノガ既ニ荒廢ニ歸ル、是ハ大部分移住民デアリマスルガ、政府ガ入植ハサシテ居ルケレバモアトハ何モ構ヤシナイ、構ヤシナイカラ移住民ノ大部分が逃げ出シテ居ル、殊ニ又一昨年來都會ニ於ケル所レ、北海道ニ移住シテ一體ドウ云フ状

態ニナツテ居ル、都會ノ慣レヌ人々ガ行ツテハ見タケレドモ、或一部ノ者ハ逃ゲ出シテ居ル、殘ツテ居ル者ハ衣食ニ窮シ、旅費モナイ、色々ノ關係ニ於テ進退兩難ニ陥リ、殆ド窮境ニ陥ツテ居ル、一體政府ハ之ヲ調査シタノカ、大體北海道ニ於ケル所ノ開墾計畫ハ地形ト國情ニ依リマシテ、大農式ニヤツテ見タ處ガ、其ノ片ツ端カラ荒レルヤウナ状態デス、是ハ今日迄ノ歴史ガ證明シテ居ル、デアリマスルカラ、移民政策ヲ行フ上ニ於キマシテハ、先ヅ第一ニ少クトモ三五年ノ間ハ食糧ヲ供給シテヤラナケレバナラヌ、又農村ニ落著カセルト云フコトニ付テハ、或程度迄ハ、文化的ニ殺風景ナ所ニハ決シテ落著キハシナイ、デアルカラ私ハ今後ニ於ケル所ノ開墾計畫ヲ立テルニ付キマシテハ、先づ第一ニ從來ノ既墾地ノ荒レタヤツヲ整理スル、又北海道ニ例ヲ申シマスルナラバ御料林、或ハ又大學林、大學ノ如キハ恐ラクハ北海道バカリデハナク、全國ニ多數ノ所謂演習林ナルモノヲ持ツテ居ル、是等ヲ取上げテ農家ノ子弟ノ經驗アル者達ニ、土地ヲ分與シテ自主的ニヤラセレバ宜シイ、是ガ效果的デアル、何モ政府ガ大袈裟ニ金ヲ掛ケテヤル必要ハナシ、北海道バカリデナク全國ノ開墾ト

云フモノハ、漸進的ニヤラナケレバ決シテ效果ガアルモノデナイト、斯ウ私ハ信ズルモイデアリマスルガ、政府ノ所見ハドウデアルカ、政府ガスカル無謀ナル所ノ計畫ヲ樹テタノハ恐ラクハ失業對策ニ結付ケタモノト私ハ思フ、勿論今日ノ失業救済ト云フコトハ重大ナ問題デアリマス、從ツテ之ニ對スル對策ヲ講ズルト云フコトハ勿論ノコトデアリマスケレドモ、是ハ別ニ考ヘベキモノノデアル、無謀ナル開墾計畫ニ結付ケテ、勞多クシテ效ナキ所ノ仕事ヲヤラスベキモノノデハナイ、若シ政府ガ私ノ只今申上ダタコトニ付テ確信ガアルト言フナラバ、此處ニ於テ御説明ヲ願ヒタイ、次ニ私ノ御尋ヲ致シタイコトハ食糧管理ノ特別會計ノ問題デアリマス、御承知ノ通り此ノ會計ニ於キマシテハ、現在ニ於テ四十三億ノ赤字ヲ出シテ居ル、又更ニ一般會計カラ二十億ノ金ヲ此ノ會計ニ繰入レテ居ル、果シテ此ノ金ガ有效ニ使ハレテ居ルカドウカ、私ハ非常ニ疑問ニ思ツテ居ルノデアリマス、御承知ノ通り此ノ會計ハ、從來生産者保護ノ目的ニ於テ別會計ノ創設ノ當時ハ、所謂大正カラ行ハレタノガ、現在デハ消費者保護ニ是ガ變ツテ居ルノデアリマス、此ノ特

シテ居ル、又官公吏ノ待遇改善費ニ於キマシテモ同様デアル、是ハ孰レ閣生活ヲ標準トシタル所ノ問題デアル、今日敗戦國ノ國民トシハ、有ラユル國民ガ此ノ苦難ヲ分ケ合ハナケレバナラスト云ヲ重大ナ時期デアリマス、私ハ今米價、或ハ消費者價格ノ問題ニ付テ茲ニ論議スル者デハアリマセヌケレドモ、大體政府ガ此ノ價格ヲ定メルニ先立ツテ、現在ノ物價ノ安定、或ハ「インフレ」ノ克服、之ニ對シテ全力ヲ注グベキモノデアルト私ハ思フ、大藏大臣ハ、現在ノ「インフレ」ハ生産ガ増強セラレタナラバ必ず克服ハ出來ル、又「インフレ」ハ憂フルニ足ラスト云フヤウナ意味ノコトヲ屢々仰シャツテ居ルケレドモ、恐ラクハ私ハ國民ノ大部分ハ此ノ説ニ承服ヲシナイトイ思フ、大體其ノ結果誰ガ一番困ルカ、言フ迄モナク新聞ノ獲得ノ出來ナイ者、又今日五百圓ノ生活ヲシテ居ル人々デアル、御承知ノ通り、新聞ハ殆ド偏在シテ居ツテ、紙幣ノ効キヲ爲シテ居ラナイ、或三國人ノ如キハ大部分ノ新聞ヲ獲得シテ居ル、之ヲ是正スルト云コトハ、政府ノ重大ナ責任デアルノデアリマス、此ノ物價安定、「インフレ」問題ガ解決セズシテ、生産者價格ガ六百圓ハ

ル所ノ補助ガ百五十圓デ宜イトカ惡トカ云フ問題ハ、ソレハ不思議タ、此ノ儘放任シテ置イタナラバ、如何ニ大藏大臣ガ御言明ニナリマシテモ、惡性ノデス、デアルカラシテ此ノ問題ニ對シマシテハ、閣僚間ニ於キマシテハ、御互ニ各省割據ノ如キ態度ヲ執ラズ、能ク國民ノ生活ノ實情ヲ調査シ、又物價ナルモノハ決シテ人爲的ニ抑付ケテモ、其ノ通りニハ決シテ行クモノアハナイニアリマス、所謂寄給關係、如何ニ生產増強ト云フコトヲ大藏大臣ガ申サレマシテモ、現狀ニ於テハナカナカ出來ヤシナインデス、通貨ノ膨張ガ先立ツ、此ノ點ニ思ヒテ致サレマシテ、現在ノ我が國ノ非常ナ大危機ヲ突破スルト云フコトニ付テ最善ノ策ヲ執ラレムコトヲ希望致シマス、私ハ先程申上ゲマシタ通り、補助政策ト云フモノハ考ヘ物ダ、例ヘバ六大城市ノ野菜ノ出荷ヲ促進スルガ爲ニ一般會計ニ於テ六億八千萬圓ノ補給金ヲ計上サレテアル、現在東京ニ於ケル所ノ野菜ノ配給ハドウ云フ狀態ニアルカ、恐ラクバ諸君ハ御分リデアリマセウ、果シテ是ガ有效ニ使ハレテ居ル

レテ居ルト云ツチヤ語弊ガアルカモ知レ
マセヌガ、恐ラクハ其ノ目的ヲ達シテ
居ヌト思フノデス、又今後ニ於ケル
所ノ所得税ノ關係ニ於キマシテモ、モ
ウ資本家トカ財閥ナント云フモノハア
リハシナイ、大衆課税ニ依ツテ大部分
ノ收入ヲ計ルヨリ途ガナインデアリマ
ス、労働者諸君ハ、國民大衆ガ戰友デ
アルガ如ク唱ヘテ居ラレルケレドモ、
我々御互ガ皆國民大衆デアル、デアル
カラ例ヘバ米ニ對スル所ノ補給金ヲ出
シテ見タ處ガ、一方ニ於テ國民カラ取
ツテ、右カラ取ツテ左ニ渡スト云フヤ
ウナ結果ニナル、デアルカラ今後ニ於
ケル所ノ補助政策ナルモノハ弊害ノミ
コトデアリマスガ、先程申上ダマシタ
通り我ガ國ニ於テハ未ダ各省割據ノ弊
害ト云フモノガ是正サレテ居ラナイ、
從ツテ今申上ダタヤウニ、開墾問ニ於
テモ例ヘバ米價問題ニ於テモ、又開墾
計畫問題ニ於テモ意見が統一シテ居ラ
ナイ、ノミナラズ今後ニ於ケル所ノ政
府ガ有ラユル機會ニ於テ民意ヲ尊重ス
ルト云フ意味ニ於テ、或ハ調查會、委
員會ヲ設ケル、之ニ諸ツテ決メルト云
フコトヲ屢々仰シヤツテ居ルガ、從來
ノ此ノ委員會ナルモノハ成ル程民間ノ

衆智ヲ集メルト云フ意味ニ於テハ立派
デアリマスケレドモ、御承知ノ通り結
局政府ノ原案ニ大體ニ於テ問題ガ決
ダラウ、又選バレタ所ノ委員ノ人々ハ
政府ニ嫌ハレチヤ大變ダ、睨マレチヤ
大變ダト云フヤウナ考カラ、結局政府
ノ原案ニ決ル、今後民意ヲ尊重スル意
味ニ於キマシテ、此ノ委員會ヲ設ケル
上ニ於キマシテハ、眞ニ民主主義ヲ徹
底スルガ爲ニ、此ノ委員會ノ活用ニ付
テハ十分ノ注意ヲ拂ハレルコトヲ希望
シテ置キマス、尙ほ國務大臣ニ對スル
質問、商工大臣ニ對スル質問モアリマ
スルケレドモ、御出席ガアリマセヌカ
ラ他日ノ機會ニ讓ルコトニ致シマシ
ニ幸ヒ大藏大臣モ御出席ニナツテ居ル
コトデアリマスガ、先程申上ダマシタ
〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) 只今ノ御質
問ニ御答へ致シマス、何故此ノ勅令ガ
衆議院ニ於テ遲レタクト云フ御尋デゴ
ザイマスルガ、衆議院ニ於キマシテ此
ノ勅令ニ關シマシテ最モ問題ニナリマ
ス、緊急ナル必要ニ依リマシテ出來マ
ス、緊急ナル必要ニ依リマシテ出來マ
スル所ハ立派ナモノデアリマシテモ、
シタノハ、所謂強權發動ノ點ニ付テデ
マスルナラバ、是ハ政府シテ當然改
メテ然ルベキコトトス様ニ考ヘテ居ル
ノデアリマス、ソコデ政府ト致シマシ
テハ強權ノ發動ノ方式ヲ、市町村ノ食
糧調整委員會、又ハ府縣ノ委員會ノ申

體ガ合理的ニ行ハレルナラバ不必要デ
ハナイカ、斯ウ云フ議論ガ出マシタ、
ノ發動シテ、農業以外ノ者ニ對スル強權
ノ發動ノナイト云フコトハ是ハ不公平
ス、相互ニ十分理解シテ戴キマシテ、
私ハ此ノ法案ト云フモノヲ通過シテ貰
御賛成ヲ願ハウト致シタノデアリマ
ス、併シナガラ我々ト致シマシテ
シテハ、矢張リ最後ハ國家ノ權力ニ依
尙供出ヲシナイ、サウ云フ人ニ對シマ
シテ置キマス、尙ほ國務大臣ニ對スル
質問、商工大臣ニ對スル質問モアリマ
スルケレドモ、御出席ガアリマセヌカ
ラ他日ノ機會ニ讓ルコトニ致シマシ
ニ幸ヒ大藏大臣モ御出席ニナツテ居ル
コトデアリマスガ、先程申上ダマシタ
〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) 只今ノ御質
問ニ御答へ致シマス、何故此ノ勅令ガ
衆議院ニ於テ遲レタクト云フ御尋デゴ
ザイマスルガ、衆議院ニ於キマシテ此
ノ勅令ニ關シマシテ最モ問題ニナリマ
ス、緊急ナル必要ニ依リマシテ出來マ
ス、緊急ナル必要ニ依リマシテ出來マ
スル所ハ立派ナモノデアリマシテモ、
シタノハ、所謂強權發動ノ點ニ付テデ
マスルナラバ、是ハ政府シテ當然改
メテ然ルベキコトトス様ニ考ヘテ居ル
ノデアリマス、ソコデ政府ト致シマシ
テハ強權ノ發動ノ方式ヲ、市町村ノ食
糧調整委員會、又ハ府縣ノ委員會ノ申

請ヲ俟ツテ初メテ之ヲ發動スルト云フ
コトニ致シタノデアリマス、是等ノ點
ニ付キマシテ十分委員ノ方々ノ御了解
又モウ一ツハ農家ニ對シテダケ強權ヲ
デハナイカト云フ議論ガアツタノデア
リマス、併シナガラ我々ト致シマシテ
シテハ、矢張リ最後ハ國家ノ權力ニ依
尙供出ヲシナイ、サウ云フ人ニ對シマ
シテ置キマス、尙ほ國務大臣ニ對スル
質問、商工大臣ニ對スル質問モアリマ
スルケレドモ、御出席ガアリマセヌカ
ラ他日ノ機會ニ讓ルコトニ致シマシ
ニ幸ヒ大藏大臣モ御出席ニナツテ居ル
コトデアリマスガ、先程申上ダマシタ
〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) 只今ノ御質
問ニ御答へ致シマス、何故此ノ勅令ガ
衆議院ニ於テ遲レタクト云フ御尋デゴ
ザイマスルガ、衆議院ニ於キマシテ此
ノ勅令ニ關シマシテ最モ問題ニナリマ
ス、緊急ナル必要ニ依リマシテ出來マ
ス、緊急ナル必要ニ依リマシテ出來マ
スル所ハ立派ナモノデアリマシテモ、
シタノハ、所謂強權發動ノ點ニ付テデ
マスルナラバ、是ハ政府シテ當然改
メテ然ルベキコトトス様ニ考ヘテ居ル
ノデアリマス、ソコデ政府ト致シマシ
テハ強權ノ發動ノ方式ヲ、市町村ノ食
糧調整委員會、又ハ府縣ノ委員會ノ申

產材ヲ輸入シ得ル餘地ガ多クナルノデ
アリマシテ、其ノ限リニ於テ日本ノ經
濟ノ再建ニハ極メテ大キナ貢獻ヲ爲シ
得ルノデゴサイマスルノデ、私ハ食糧
政策ノ點カラ言ヒマシテモ、是ハ出來
ルダケ矢張リ日本ニ於ケル食糧ノ自給
ト云フコトニ付テハ政府トシテハ考フ
ベキコトダト思フノデアリマス、自給
度ヲ十分競争シ得ルダケノ能力ヲ持ツ
タ組織ト農業ノ組織ノ上ニ打樹テテ行
クト云フコトヤリマスレバヤリマ
スルダケ、サウ云フ方式ニ依ツテサヘ
シテハ、矢張リ最後ハ國家ノ權力ニ依
尙供出ヲシナイ、サウ云フ人ニ對シマ
シテ置キマス、尙ほ國務大臣ニ對スル
質問、商工大臣ニ對スル質問モアリマ
スルケレドモ、御出席ガアリマセヌカ
ラ他日ノ機會ニ讓ルコトニ致シマシ
ニ幸ヒ大藏大臣モ御出席ニナツテ居ル
コトデアリマスガ、先程申上ダマシタ
〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) 只今ノ御質
問ニ御答へ致シマス、何故此ノ勅令ガ
衆議院ニ於テ遲レタクト云フ御尋デゴ
ザイマスルガ、衆議院ニ於キマシテ此
ノ勅令ニ關シマシテ最モ問題ニナリマ
ス、緊急ナル必要ニ依リマシテ出來マ
ス、緊急ナル必要ニ依リマシテ出來マ
スル所ハ立派ナモノデアリマシテモ、
シタノハ、所謂強權發動ノ點ニ付テデ
マスルナラバ、是ハ政府シテ當然改
メテ然ルベキコトトス様ニ考ヘテ居ル
ノデアリマス、ソコデ政府ト致シマシ
テハ強權ノ發動ノ方式ヲ、市町村ノ食
糧調整委員會、又ハ府縣ノ委員會ノ申

見マシテモ、唯開墾ヲ概ニ否定、出
來ナイノデアリマス、殊ニ私ハ今後行
ヒマスル開墾ニ付キマシテハ十分ナル
所ノ専門家ニ依リ、有ヌユル角度カラ
之ヲ調査致シマシテ、サウシテ開墾ノ
適地ヲ決定致シマシテ、開墾適地ノ決
定ニ於テハ慎重ノ上ニモ慎重ヲ期シ
テ、サウンシテ經濟的ニ十分是ガ立ツテ
行クヤウナ方式ニ於テヤツテ行ク積リ
デアルノデアリマス、只今御話ノヤウ
ニ地元民ニ唯耕地ノ擴張ト云フ點ダケ
カラ開墾問題ヲ解決スルコトハ實ハ出
來ナイノデアリマスルシ、ソレノミニ
依ツテ現在ノ要求ヲ満スコトモ出來ナ
イノデアリマス、地元民ニ耕地ヲ擴張
スルト云フ意味ニ於キマシテ、過去ニ
於ケル軍用地ト云フモノハ、其ノ方式
デ大體ヤツテ居リマス、地元ノ者ニ先
づ優先的ニ之ヲ返スト云フ形デヤツテ
居ルノデアリマスルガ、併シ軍用地ニ
於キマシテモ、既ニ之ヲ開墾致シマス
ルニハ或機械力ヲ必要トスル、又相當
ノ集團地ニ於キマシテハ、營團等ヲシ
テ之ヲ行ハシメテ居ル點モアルノデア
リマス、御料林ノ問題ニ付キマシテ
ハ、是ガ國ノ管理ニ歸シマスルナラ
バ、其ノ經營ニ付キマシテハ國有林ト
同様ニ方式ニ依ツテヤツテ行キタイト
思フノデアリマス、現在大體國有林ニ

アリマスルノデ、是ハ開墾ニ解放致ス
考デ居ルノデゴザイマス、ソレカラヲ
ハ開墾ト云フモノヲ、唯單ニ經濟的ニ
ノミ問題ヲ考ヘルコトハ可ナリ一面的
デハナイカト思フノデアリマス、私ハ
開墾ト云フ非常ニ困難ナル仕事ヲ、日
本ノ民族ガ持ツテ居リマスル所ノ技術
ヲ提ゲテ、之ヲ解決シ、ソコニ新シ
所ノ文化ヲ打チ建テルト云フ此ノ仕事
ハ、私ハ民族ノ性格ノ陶冶ノ上カラ言
ヒマシテモ、政府トシテ十分取上ダ
テ、合理的な方式ニ於テヤルベキ大キ
ナ仕事デアル思フノデアリマス、經
濟的ニ或部分ニ於テハ國ノ負擔ガアリ
マシテモ、ソレニ依ツテ得マスル所ノ
結果ハ、私ハ日本ノ國民ノ上ニ於テ、
非常ニ大キナモノガアルト確信致シテ
居ル次第デアリマス、食糧管理ノ方式
ニ付テ特別會計ニ付テノ御意見ガアリ
マシタガ、私ハ現在ノヤウナ實情ニ於
キマシテ、供出制度ト云フモノヲダウ
シテモ執ツテ行カナケレバナラナイ
實情ニ於キマシテハ、是ハ現在ノ形
矢張リ必要ダト思フノデアリマス、
成ル程食糧管理法ト云フモノハ二ツノ
目的ヲ負ツテ居ルノデアリマス、其ノ
一ツハ生産者ヲ保護スルト同時ニ、片

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕
○國務大臣（石橋湛山君）板谷君カラノ御質問ノ中、直接食糧或ハ開墾等ニ
關スル點ハ今農林大臣カラ御答へ申上
ゲマシタ、別段ソレニ私附加ヘル必要
ハナイト存ジマスカラ、農林大臣ノ御
答ヘ以テ私モ同意ダト御承知ヲ願ヒタ
イノデアリマス、唯農林大臣ノ返答ノ
中ニアリマシタガ、無論理想的ニ申セ
バ補助金或ハ補給金ナント云フモノ
ハ、速カニ撤廃スベキモノダト考ヘテ
居リマス、政府トシテモ無論之ヲ良イ
制度トシテヤツテ居ル譯デハゴザイマ
セヌ、唯過渡的ニドウ云フ處置ヲ執ル
カト云フコトハ、是ハ又別ニ考ヘナケ
レバナラヌ問題デアリマス、左様ナコ
トカラ惡性「インフレ」必至ダト云フ御
言葉デアリマシタガ、是ハ私ハ少シク
板谷君ト所見ヲ異ニスルノデアリマ
ス、私ハ今後ノ財政處理如何ニ依リマ
シテハ、危險ナシトハ決シテ申シテ居
リマセヌケレドモ、其ノ點ニサヘ注意
ヲ加ヘレバ、私ハ日本ガ惡性「インフ
レ」ニナル心配ハナイト信ジテ居リマ
ス、是ハナカノ、證明ハムヅカシイコ
トデアリマスガ、例ヘバ日本銀行ノ調
べマシタ所謂小賣閣價格指數ナルモノ
ガゴザイマス、是ハ昭和二十年九月即
チ終戰直後ヲ百ト致シタモノデアリマ

スガ、其ノ指數ヲ見マスト、今年二月
ガ一九一ニナリマシテ是ガ騰貴ノ頂
上デアリマス、大體私共モ今年ノ二三
月ガ日本ノ物價ノ騰貴ノ一應ノ頂上ダ
ト考ヘテ居ツタノデアリマスガ、此ノ
數字ガ矢張ソレヲ示シテ居リマシ
テ、昭和二十年九月ヲ百ニ致シマシ
テ、本年二月ガ一九一、爾後下リマシ
チ、多少波瀾ガザイマスガ、七月ガ
マダアリマセヌガ、六月ノ指數ガ一八
一デゴザイマス、別ニ大藏省ノ、今度
安定本部ニ行キマシタガ、大藏省ノ物
價部デ作ツテ居リマス指數ハ、是ハ内
容ガ少シ違ヒマスノデアリマスガ、ソ
レヲ見マシテモ矢張リ同ジヤウナ傾向
ヲ、是ハ東京ノ所謂露店市場ノ物價デ
アリマスガ、本年二月十四日ヲ基ニ
致シテ、百ニ致シタモノデアリマス、
ソレガ二月末迄ニハヨツト騰リマシ
テ一九一ニ、ソレガ三月二十七日ニハ
八六、四月二十四日ニハ七八・八、ソ
レカラ五月二十九日ニハ八〇・九、五
月六月ガチヨツト騰リマシテ、六月二
十五日ガ八二・五、七月ハ是ハ又他ノ
ラ見マスト約二「ペーセント」下ツテ
指數ヲ引繼ガナケレバナラナイヤウニ
ナツテ居リマスガ、七月ハ六月ノ末カ
居リマス、ソンナ譯デ最近ノ狀況ハ御
承知ノヤウニ、日本銀行ノ紙幣等丁高

ハ著シク増加シテ居リマス、ソレダケ又昨年カラ本年ノアノ紙幣交換迄ガ非常ニ紙幣發行高ガ増加致シマシタ、ソレカラ紙幣交換ニ依リマシテ非常ニ之ガ收縮シマシタケレドモ、是ハ物價ニハ影響ハアリマセヌ、通貨ノ收縮ガ物價ニ影響ガナクテ、ソレカラ其ノ後ノ又紙幣ノ最近ニ至ル迄ノ増加、之ガ又示シテ居ラヌ、紙幣ノ増減トソレカラ物價トノ影響、動キハ一致シテ居ラナイノデアリマス、マア決シテ完全ナ指數トハ申セマセヌガ、左様ナ事實モザイマシテ、今日ノ紙幣膨脹ト云フモノガ、特別ノ事情ニ依ルモノデアル、是ガ出タ紙幣ガ悉ク市場ニ現レテ、是ガ流通シテ、サウシテ其ノ流通速度モ多クシテ、物價ヲ騰ゲテ居ルト云フ事實ハ幸ニシテ今日ノ處へ認メラレテ居リマヌ、然ルニ先程御指摘ノヤウニ、幸ヒ食糧事情モ稍々好轉スルカニ見エマシテ、其ノ邊カラ断片的ニ報告ガアリマスヤウニ、最近食糧ノ價格モ稍々下ツテ居ルヤウニ見受ケマス、此ノ状況ヲ以テ致シマシテ、今後ノ財政ノ處理ヲ適當ニ致シテ參リマスレバ、多クナルモノハ、十分避ケ得ル見込ガアルト考ヘテ居ル譯デアリマス、又左様ニ致

モ、ヤツテ行キタイト考ヘテ居ル次第
デアリマス、尙是ハ先程農林大臣カラ
モ申上ダタカト思ヒマスルガ、最近新聞
ニ色々米價問題ヤラ、或ハ自由販賣云
云トカ云フヤウナコトガ現レマシテ、世
間ヲ騒ガシテ誠ニ相済マナイ譯デアリ
マス、是ハ政府ガ發表致シタ譯デモ何
デモナニイ譯デアリマシテ、色々ノ評議
ハ致シテ居リマス、此ノ評議ノ場合
ニ、各省ノ意見ガ相當ニ對立シテ議論
ヲスルト云フコトハ、有り得ベキコト
デアリ、又シナケレバナラヌコトト私
々思フ、初メカラ各省ノ意見ガ全ク一
致スルト云フコトハ、稀有ニハアルカ
モ知レマセヌガ、サウハ多クハナイ、
閣内ニ於ケル議論ハ十分ニヤラナケレ
バナラヌ、併シ一旦定ツダコトハ各省
一致シテヤツテ行クト云フコトデ宜イ
ト思フ、最近無論米價問題ハ重大ナル
問題デアリマスルカラ、相當ノ議論ガ
アツタコトハ事實デアリマス、ソレモ
發表シタ譯デハアリマセヌガ、最近政
府側ノ手落ガアルカモ知レマセヌガ、
實ハ報道機關ノ戰線ニ最近少シ變化ガ
アツタ、今迄ノヤウニ報道機關、新聞
等ガ一致協力シテ居ナイ、詰リ抜駁ノ

記事が出来た云フ遺憾ナ現象ヲ最近シテ居ル、其ノ結果斷片的ニ何カサウ云フ閣内等ニアル議論ガ、何カノ形デ出バ新聞社ノ方デ自重シテ吳レルノデアル、ソレガ稍ミ弛ミマシテ、一部ノ新聞ニ拔粧的ニ、而モ不完全ナ報道ガ出タト云フヤウナコトデ、大變議員各位ハ言フ迄ゼナク、世間ヲ騒ガシタヤウナ次第デアリマシテ、甚ダ遺憾ナコトデアリマス、是ハ各閣僚モ申合セマシテ、今後左様ナコトガナイヤウニ致シタイト努力致シテ居ル次第デゴザイマス、併シ議論ガアツタ云フコトデ、ソレハ各省割據ト云フ団ガアルノデアリマスガ、私ノ見ル所、現在閣内ニ所謂割據ト言ハレルヤウナモノハナイト信ジマス、ドウゾ御安心ヲ願ヒタイト存ズル次第デアリマス、以上甚ダ簡単デアリマスガ、之ヲ以テ御答ト致シマス

果シテ效果ガアルカドウカ、此ノ點ヲ
質問シタノデアリマス、例ヘバ北海道
ノ開墾計畫ニ付キマシテモ私ハ先程申
上ゲマシタヤウニ、五箇年計畫トシテ
七十萬町歩起スト云フ、何處ニ其ノ土
地ガアルカ、例ヘバ失業對策ニ於テ六
十億計上サレテアル、此ノ金額ノ約半
分ノ三十億ハ之ニ向ケルト云フ話デア
ル、勞多クシテ效果ノナイヤウナ仕事
ヲスペキモノデヤナイ、幸ニ厚生大臣
モ御出デニツテ居ルガ失業對策ハ別
ニ考フベキモノデアル、先程來申上ゲ
マシタヤウニ、我ガ國ノ所謂國力ヲ培
養スルト云フコトニ付テハ、何トシテ
モ資源ノ乏シイ國デアルカラ外國カラ
原料ヲ輸入シテ、ソレヲ加工シテ出來
ルダケ貿易本位ニ進メナケレバ、決シ
テ國力ハ回復シヤシナイ、勿論食物ハ
ミニ依ツテ決シテ解決サレルモノデハ
ナイ、此ノ意味ニ於テ私ハ質問シテ居
ルノデアリマス、デアルカラ、若シ政
府ノ計畫サレテ居ル所ノ、北海道ニ所
謂机上ノ計畫トシテ、七十萬町歩起ス
ベキ土地ガナイナラバ是ハ改ムベキモ
ノデアル、如何ニ豫算ガ計上サレテア
ツテモ、斯ウ云フ無謀ナ計畫ハ成ムベ
キモノデアルト、斯ウ云フ意味ニ於テ
私ハ質問シテ居ルノデアリマス、又大

藏大臣ハ先程來抽象的ニ色々「インフレ」ニ對スル御話ガアツタノデアリマスルガ、是ハ私ハ議論ニナルカラ此ノ席デハ申上ダマセヌ、又適當ノ機會ガアルト存ジマス、商工大臣御出デニナリマシタケレドモ、餘り長タナリマシタカラ適當ノ機會ニ讓ルコトニ致シマシテ、私ノ質問ハ是デ打切りマス〇子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ食糧緊急措置令ハ其ノ特別委員ノ數ヲ十九名トシ、其ノ委員ノ指名ハ議長ニ一任スルク動議ヲ提出致シマス〇子爵秋田重季君 贊成〇議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〇議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔根本書記官朗讀〕

食糧緊急措置令(承諾ヲ求ムル件)特

別委員

10

付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員

生活保護法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十二年九月三日

委員長 男爵高木 喜實

男爵高木喜寛君登壇

審議ノ経過並ニ結果ヲ御報告申上ダム
ス、本法案ハ先月十七日衆議院ニ於テ
可決サレマシタル後、同日ジク十九日本
院ノ本會議ニ上程サレ、即日委員付託

ト相成リ、翌二十日第一回委員會ガ開會シテ正副委員長ヲ互選シ、政府ノ説明ヲ聽取致シマシタ、法案ノ内容ハ厚
生大臣ガ過日本議場ニ於テ説明サレシタカラ省略致シマス、而シテ本案
明ヲ聽取致シマシタ、法案ノ内容ハ厚

ト異り、從來ノ方法ニ對スル批評又ハ
デアリマスカラ、既ニ施行サレタモノ
ル保護法案デアリ、ソレニ付テノ質疑
議ヲ遂ゲ、本月三日之ヲ終了致シタノ
カラ、委員會ニ於キマシテモ、慎重審

護スルト規定サレテ居ルノミニアツテ、具體的ニ如何ナル者ガ保護ヲ受ケ得ルカガ極メテ不明確デアリ、又第二條ノ意惰又ハ素行不良等ノ判断モ困難デアツテ、世人ノ不安ヲ招ク虞ガアルカラ、是等モモツト明確ニ規定ベキデアルトノ意見ガ述ベラレタノデアリマスルガ、之ニ對シ政府カラ、本法案ハ苟クモ保護ヲ要スル者ハ之ヲ無差別平等ニ保護シヨウトスルモノデアルカラ、具體的ニ對象ヲ規定スルコトハ困難デアツテ、臺口運用ノ妙ニ俟タムトスルモノデアルトノ答辯ガアツタノデアリマス、次ニ昨今ノ風潮ニ顧ル時、一般國民ノ生產の勤勞心ノ振起高揚ソニ喫緊ノ要務デアル、又本法ニ依ル保護ニ付テ、生活扶助モサルコトナガリ、此ノ際積極的ナ生業扶助ノ活用ニ努ムベギデアルトノ意見ニ對シ、政府ヨリ、經濟ノ回復ニ伴ツテ、必ズヤ国民ノ勤勞精神ガ取戻サレテ行クモノト信ズル、生業扶助ノ活用ニ付テモ全ク同感デアツテ、生業扶助ノ金額ヲスマ、且又庶民金庫ヨリスル生業資金ノ貸付モ懸々開始サレルカラ、其ノ活用ニ大イニ努ムルノ答辯ガアツタノデアリマス、然ルニ本案ハ生活ノ失格者ヲ保護スモノデ、社會協同體トシテ、社會正義保

ニ基キ之ヲ救濟スルノデアリマスル
ガ、斯カル事業ハ從來尠ナカツタノ
デ、一般慈善事業ト同様憐憫ニ依リ救
濟セラレルモノト考へ、被保護者ニ於
テ卑屈ナル感情ヲ抱ク處ガアリハシメ
イカトノ御意見ガアリマシタ、然ルニ
本案ガ其ノ對象トル被保護者ノ範圍
ガ極メテ漠然デアリマス、本案ハ三十三
億圓ノ國費ヲ持チ、國民ノ一割、八百萬
人ニ生活保護ヲ與フルヲ目的トスル
ガ、同時ニ働く意思ナキ者、怠ケル
者、又素行不良ノ者ハ除外シテ居リマ
ス、生活失格者ノ以上ノ者ハ極メテア
密接ノ關係ガアリマスルガ、其ノ判定
持タザル者、例ヘバ浮浪者ノ如キハジ
別個ノ立場ニ於テ救濟スルモノデマニ
リ、政府答辯ニ依レバ浮浪者ハ之ヲニ
ゾノ場所ニ分チ一ツハ浮浪者ヲ收容シ
テ醫療其ノ外ノ直接手當ヲ行ヒ、次モ
他ノ個所ニ移シ、之ニ仕事ヲ兼ヘツ
更生セシムル施設現在東京横濱ニ
ケル計畫デアル、是ハ救濟事業ニ
シ、本法案ニ入ラナイトノコトデアリ
マス、次ニ本法案ハ其ノ第一條ニ示ス
如ク、生活失格者ヲ平等ニ救濟シ、其
ノ事情ニ依リ優先權ヲ認メマセヌ、如
ベ傷痍軍人ノ如キモ特ニ之ヲ經歷

依リ優先的保護ヲ加へズ、總て生活失格者ハ何ノ理由ニ依ラズ平等ニ救濟スルノデ、現下ノ事情ニ於テハ引揚者、傷痍軍人、軍人遺族、戦災者等ハ當然此ノ中ノ大部分ヲ占ムルコトナルノデアリマス、然ルニ茲ニ重要ナル質疑ヲ起シマジタノハ失業者デアリマス、失業者ニハ近ク失業救濟事業費六十億圓ヲ以テ始メラレル救濟事業ガ起ザルベク、又失業保険ノ如キを設定セラルルコトニ依リ救濟セラル、ノデアルガ、現下ノ事情トシテ失業者ニテ貯蓄ナク職業ノ機會ナキ者ハ、暫時的ナリトモ此ノ救濟ノ對象トナリ得ルノデアリマス、次ニ本法案ハ其ノ保護方法トシテ生活扶助、醫療、助産、生業扶助、葬祭扶助等ノ場合ヲ含ミ其ノ保護ヲ行フガ、其ノ主要ナルモノハ生活保護デ、之ガ爲豫算二十二億圓ヲ費ス計畫デアリマス、從ツテ直チニ起ル問題ハ、如何ナル標準ニ於テ其ノ生活保護ヲ決定スルヤト云フコトデアリマス、厚生省ハ大幅最低ナル「カロリー」ヲ必要量ヲ公定價格ニ於テ攝取シ得ル費用ヲ標準トシ、一人一日六圓五十錢程度、二人八圓、三人九圓、四人十圓、五人十一圓ノ如キ目安ヲ置キ、一ツノ代表家族トシテ三十三歳ノ寡婦ガ一歳、三歳、六歳ノ三兒ヲ育テ、六十一歳ノ老人ヲ養

ノ場合ニ於テ、現在ノ物價トシテ大都會ニ於テハ三百圓ヨリ三百二十圓程度ノ保護ヲ爲シ、中都市ニ於テハ二割減、農村ニ於テハ其ノ三割減トスルノデアリマス、衆議院ニ於テモ此ノ金額ニ付テハ議論ガアリ、寧ロ少數ノ人ニテモ十分ナル生活費ヲ與フベキヲ贊成サレタ者ガ多イノデアリマス、尙此ノ家庭保護ハ兒童アル場合之ヲ國民學校ニ通學セシムルニ差支ナイ程度トシタノデアリマス、尙此ノ金錢給與ノ單一ノ方法ヲ採ルコトハ、本法案トシテ徹底ヲ缺クモノト考ヘル方ガ多ク、此ノ金錢給與ト共ニ、此ノ被保護者ヲ指導シテ、一ツノ共同作業ノ組合ノ如キモノヲ結成セシメテ、更生ノ道ヲ與フルコトモ實施ノ場合ニ於テハ必要ナルベシトモ強キ議論ガアリマシタ、次ニ本法案ハ其ノ費用支出ニ當リ、其ノ一部ヲ道府縣ニ於テ負擔セシメ、都市町村モ之ニ關與セシメ、尙其ノ直接ナル實行者トシテ方面委員ヲ之ニ當ラシムルノトモ実施ノ場合ニ於テハ必要ナルベシトモ強キ議論ガアリマシタ、次ニ本法デアリマス、政府ニ於テハ最近ニ於テ從來ノ方面委員ノ組織ヲ改組シ、新ニ民生委員ナルモノヲ設ケ、市町村長ヲ之ガ指導ニ當ラシメ、本案ヲ實行セムトスルノデアリマス、被保護者ノ審査、程度等ノ判定ハ、此ノ委員ノ所存ニ依リ決定サレルノデアリマス、此ノ點ニ關シ現在ノ方面委員、又將來ノ民生委員ガ、果シテ之ヲ實行スルニ適當ナリヤ、又適當ナル者ハ勿論多ク存シテ居ルガ、不適當ナル者亦多カルベク、其ノ實行ヲ見ル迄ハ結果ハ知り難イノデアリマス、之ニ付テ隣組組織ヲ關係セシメテハトノ議論ガアリマシタガ、今日ノ隣組ハ專ラ食糧配給ニ重點

ヲ置ク故ニ、却テ被保護者ノ生活ニ近接シ過ぎ適當ナラズノ議論ガアリ、本案ノ民生委員ノ推舉方法ニ於テハ從來ノ方法ヲ十分ニ検討シ、或場合ニハ事業家ヲ選ビ、又婦人或ハ開業醫師ヲモ加フベキダトノ議論ガアリ、何レニセヨ、民生委員ハ此ノ重要ナル事業ノ實職ノ如キハ之ヲ認ムル方針ナル旨政府委員ノ答辯ガアリマシタ、最後ニ本法案ハ成文不備ノ點多ク、此ノ責任ヲ持ツベキ都市町村、又民生委員ニ於テ、實行上判斷ニ苦シム場合多カルベキ點ニ付テ質疑ガアリマシタ、政府ニ於テハ、此ノ保護法案ハ現下ノ状況トシテ看過シ能ハザル特別事情アリ、兎毛角實行ヲ先トシテ、此ノ保護ニ付尙研究ヲ行ヒ行クベキ旨答辯ガアリマシタ、尙海外引揚者、復員軍人、結核、青少年犯罪者、健康保険、社會事業法的質問等、多數ノ質疑ガアリマシタ、御覽ヲ願ヒタイノデアリマス、質疑ヲ打切り、懇談會ヲ催シ意見ヲ交換シ、次デ討論ニ入り、四人ノ委員ヨリ賛成ノ演説ガアリマシタ、總テ此ノ法案ハ成文其ノ他不備ノ點ガ多キアルカラ、運用ニ大ナル注意ヲ拂ハナケレバナラナイト云フコトニ一致シ、從ツテ此ノ運用ニ責任アル民生委員ノ推薦ニ特ニ考慮セラレタシトノ強キ忠告的希望ガ述ベラレタノデアリマス、討論ヲ打切り、直チニ採決ニ入りマシタ、處、滿場一致本案ハ可決サレマシタ、是ニテ生活保護法案特別委員會ノ報告ヲ終リマス。

○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發ノモナケレバ、本案ノ探査ヲ致シマス、大案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ナシ^{マスカ}

「異議ナシ」と呼フ者アリ】

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシ^{マス}

ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマスカ

○子爵梅園篤彦君 贊成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」と呼フ者アリ】

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシ^{マス}

ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員会ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシ^{マス}

ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君 贊成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシ^{マス}

ト認メマス

○議長（公爵徳川家正）君　日程第五回
リ日程第十七迄ノ請願、會議
北海道紋別郡雄武村ニ漁港設置ノ
件　意見書案
呈出
北海道紋別郡雄武村長高田良二
右ノ請願ハ北海道紋別郡雄武村ハ終
戦後遠洋漁業ノ近海漁業轉換ニ因ル
一大漁場ト化シ海産加工業ノ活動亦
見ルヘキモノアルニ拘ラス、現存ノ
船入港ハ港口淺且狹隘ニシテ大型漁船
漁船ノ收容力不十分ナルニ依リ終
全額國費支辨ニ依ル漁港ヲ設置シテ
テオホーツク海ニ於ケル無盡ノ水產ノ
資源開發ニ資セラレタシトノ旨趣ニ
シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ
キモトノト議決致候因テ議院法第六十
五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和二十一年　月　日

法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和二十一年 月 日
貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
青森縣平川改修ノ件
青森縣南津輕郡大鷲町長中島嘉
右ノ請願ハ青森縣平川ハ豫テ要改修
中小河川ニ編入セラレアルニ拘ラズ
今猶之カ實現ヲ見サルハ甚遺憾ナル
ニ依リ速ニ工事ニ著手シ以テ古來津
輕ノ寶庫ト稱セラル同流域ノ開發
ニ資セラレタ所旨趣ニシテ貴族院
議決致候因テ議院法第六十五條ニ依
リ別冊及送付候也
昭和二十一年 月 日
貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
廣島市及長崎市ノ復興ニ關スル件
廣島市長木原七郎外三名呈出
右ノ請願ハ廣島市及長崎市ハ去歳八
月原子弹爆弾ノ戰禍ヲ被り前者ハ其ノ
殆ド全部ヲ後者ハ其ノ大半ヲ島有ニ
歸シ爾來銳意自力復興ニ邁進シ居
モノ的物のノ大損害ト共ニ今や經濟
的被災ヲ來スニ至リ市財政ヲ以テ
シテハ事ノ成就洵ニ容易ナラナルモ
ノアルニ依リ兩市カ地方ニ於ケル政
治、經濟、文化、交通ノ中心地タル
實情ニ鑑ミ政府ハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ
速ニ之力復興ノ實現ヲ圖ラレタシト
ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ
採擇スヘキモノト議決致候因テ議院
法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和二十一年 月 日
貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

盲人附添人ノ汽車汽船貨免二關
スル件

東京都淀橋區西大久保四丁目百
七十番地中央盲人福祉協會内平

民原泰一呈出

右ノ請願ハ盲人ハ現下ノ交通困難ナ
ル状態ニ於テハ附添人ナクシテ外出
旅行等絶對ニ不可能ナルニ依リ正眼
者ニ伍シテ自活ノ途ヲ開拓シ居レル
是等盲人ニ對スル國家保護ノ第一著
手トシテ附添人一人ニ限り汽車汽船
貨物免除セラレタントノ旨趣ニシテ
貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキモ
ノト議決致候因テ議院法第六十五條
ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

室蘭本線豊浦驛、札幌郡定山渓間
ニ鐵道敷設ノ件

北海道札幌市長上原六郎外六名
呈出

右ノ請願ハ室蘭本線豊浦驛ヨリ虻田
郡真狩、留壽都、喜茂別ノ各村ヲ經
テ定山渓ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ定
山渓鐵道トノ接續ニ依リ道南地方ト
札幌市トノ捷徑トナリ交通上資スル
所ナルノミナラス沿線ノ未開地開
發並觀光路線トシテ貢獻スル所亦渺
然テ議院法第六十五條ニ依リ別冊
及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

町内會隣組ノ組織擴充強化ニ關シ
助成金交付ノ件

岡山縣倉敷市長古屋橋衛呈出

右ノ請願ハ國政ノ末端組織トシテ國
民生活ノ基盤ヲナス町内會部落會ハ
其ノ事務益々增大シ負擔過重ノ爲メ
遂ニ自潰ノ危機ニ立至レルモ窮迫セ
ル地方財政ハ之カ援助ヲ許ササル實
情ナルニ依リ國庫ヨリ助成金ヲ交付
シテ組織ヲ強化シ以テ其ノ機能ヲ十
二分ニ發揮セシメラレタントノ旨趣
ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ探擇ス
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

地方鐵道等ノ輸送力増強ニ關スル
件

東京都麹町區丸ノ内三丁目四番
地社團法人日本鐵道會會長村上
義一呈出

右ノ請願ハ地方鐵道、軌道ハ國有鐵
道ト相携ヘテ交通上重要ナル使命ヲ
有スルニ拘ラス現下資材入手ノ不圓
滑、金融上ノ拘束等ニ因リ其ノ機能
ヲ發揮シ得サルハ甚遺憾ナルニ依リ
政府ハ速ニ之方臨路打開ノ方途ヲ講
セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ
願意ノ大體ハ探擇スヘキモノト議決
致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別
冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

地方鐵道等ノ負擔スル道路工事費
免除ニ關スル件

東京都麹町區丸ノ内三丁目四番
地社團法人日本鐵道會會長村上
義一呈出

右ノ請願ハ戰火都市ニ於ケル都市計
畫ニ基キ道路工事ヲ施スニ當リ之カ
經濟ノ一部ヲ地方鐵道、軌道業者ニ
負擔セシメラル場合アルモ其ノ金
額莫大ニシテ現下經營極メテ困難ナ
ル業者ノ到底堪ヘ得サル所ナルニ依
リ之カ負擔スル件

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

意見書案

七尾線七尾、氷見線氷見ノ兩驛間
ニ鐵道敷設ノ件

石川縣商工經濟會會頭林屋龜次
郎呈出

右ノ請願ハ七尾線七尾、氷見線氷見
ノ兩驛間ニ鐵道ヲ敷設スルハ地方產
業ノ開發ト輸送力ノ強化ニ寄與スル
ノミナラス七尾、伏木ノ兩港ヲ連絡
シテ日本海海運ノ發展ニ資スル所大
ナルニ依リ速ニ之カ實現ヲ圖リ以テ
新生日本ノ發展興隆ニ貢獻セラレタ
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大
期セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

地方鐵道等ノ輸送力増強ニ關スル
件

東京都麹町區丸ノ内三丁目四番
地社團法人日本鐵道會會長村上
義一呈出

右ノ請願ハ地方鐵道、軌道ハ國有鐵
道ト相携ヘテ交通上重要ナル使命ヲ
有スルニ拘ラス現下資材入手ノ不圓
滑、金融上ノ拘束等ニ因リ其ノ機能
ヲ發揮シ得サルハ甚遺憾ナルニ依リ
政府ハ速ニ之方臨路打開ノ方途ヲ講
セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ
願意ノ大體ハ探擇スヘキモノト議決
致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別
冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

地方鐵道等ノ負擔スル道路工事費
免除ニ關スル件

東京都麹町區丸ノ内三丁目四番
地社團法人日本鐵道會會長村上
義一呈出

右ノ請願ハ戰火都市ニ於ケル都市計
畫ニ基キ道路工事ヲ施スニ當リ之カ
經濟ノ一部ヲ地方鐵道、軌道業者ニ
負擔セシメラル場合アルモ其ノ金
額莫大ニシテ現下經營極メテ困難ナ
ル業者ノ到底堪ヘ得サル所ナルニ依
リ之カ負擔スル件

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

意見書案

政府ノ買收セル地方鐵道ヲ拂下ニ
關スル件

東京都麹町區丸ノ内三丁目四番
地社團法人日本鐵道會會長村上
義一呈出

右ノ請願ハ最近ニ於ケル地方鐵道ノ
業ノ開發ト輸送力ノ強化ニ寄與スル
ノミナラス七尾、伏木ノ兩港ヲ連絡
シテ日本海海運ノ發展ニ資スル所大
ナルニ依リ速ニ之カ實現ヲ圖リ以テ
新生日本ノ發展興隆ニ貢獻セラレタ
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大
期セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

地方鐵道等ノ輸送力増強ニ關スル
件

東京都麹町區丸ノ内三丁目四番
地社團法人日本鐵道會會長村上
義一呈出

右ノ請願ハ地方鐵道、軌道ハ國有鐵
道ト相携ヘテ交通上重要ナル使命ヲ
有スルニ拘ラス現下資材入手ノ不圓
滑、金融上ノ拘束等ニ因リ其ノ機能
ヲ發揮シ得サルハ甚遺憾ナルニ依リ
政府ハ速ニ之方臨路打開ノ方途ヲ講
セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ
願意ノ大體ハ探擇スヘキモノト議決
致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別
冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

地方鐵道等ノ負擔スル道路工事費
免除ニ關スル件

東京都麹町區丸ノ内三丁目四番
地社團法人日本鐵道會會長村上
義一呈出

右ノ請願ハ戰火都市ニ於ケル都市計
畫ニ基キ道路工事ヲ施スニ當リ之カ
經濟ノ一部ヲ地方鐵道、軌道業者ニ
負擔セシメラル場合アルモ其ノ金
額莫大ニシテ現下經營極メテ困難ナ
ル業者ノ到底堪ヘ得サル所ナルニ依
リ之カ負擔スル件

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

タル場合ハ其ノ移設費等ニ付補償ノ
途ヲ講セラレタントノ旨趣ニシテ貴
族院ハ願意ノ大體ハ探擇スヘキモノ
ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ
依リ別冊及送付候也

昭和二十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

ト認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次
第裏報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時四十二分散會

定價 一部 七十錢

發行 東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一刷局 振替東京一九〇〇〇〇圖書課